

(会則上、運営委員長が定めるとしているもの)

あいち電子自治体推進協議会運営委員会及び幹事会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、あいち電子自治体推進協議会（以下「協議会」という。）会則第10条第7項の規定に基づき、運営委員会及び幹事会の運営に係る必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第2条 会則第10条第4項に基づき招集した会議の議長は、運営委員長とする。
2 やむを得ない理由のため、前項の会議に出席できない委員又は幹事は、代理の者を出席させることができる。
4 議長は、必要に応じ、愛知県及び県内市町村の情報化推進に関連する者にオブザーバーとして出席を求めることができる。

(議決)

第3条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査等)

第4条 幹事会は、協議会会則第10条第6項各号の事項を協議するために、必要に応じて、会員である団体の実務担当者及びアドバイザーに調査等を依頼することができる。

附 則

この要領は、平成15年 月 日から施行する。